

平成31年度事業計画書

～環境変化に対応しつつ着実なリサイクルの遂行を～

(平成31年4月1日～平成32年3月31日)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

平成30年(2018年)は、国内外において、環境・リサイクル分野に大きな動きが見られた。

中国が、平成29年(2017年)12月末から固体廃棄物の輸入規制を施行し、平成30年(2018年)末には、輸入廃棄物許可制度を確立するとしている。この過程で、中国においては、高品質のPETフレックについて輸入基準を緩和する動きがあり、これらの動向が、今後の使用済みPETボトルの流通ルートや需要、価格などに及ぼす影響について注意が必要である。

中国へ輸出されていた固体廃棄物が東南アジアなどの周辺国に流入するという動きも生じたが、廃棄物の適正管理が困難等の理由から、タイやマレーシアでは、平成30年(2018年)の半ば以降、輸入ライセンス制度の見直しなどの輸入規制の動きが見られる。

また、ヨーロッパでは、欧州委員会が、平成30年(2018年)1月に欧州プラスチック戦略(A EUROPEAN STRATEGY FOR PLASTICS IN A CIRCULAR ECONOMY)を策定し、2030年までに欧州域内における全てのプラスチック容器包装をリサイクル可能とすること等を目指しているほか、英国でも同1月に、今後25年間の環境行動計画(A Green Future: Our 25 Year Plan to Improve the Environment)を策定し、2042年末までのプラスチック廃棄物の削減などを目指している。

こうした中、日本においても、平成30年4月に第5次環境基本計画を、同年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画を策定し、後者ではプラスチック資源循環戦略の策定、海洋ごみ対策等のほか、各種リサイクル法への取り組みとして2020～2022年度における容器包装リサイクル法(以下、「容リ法」と略す)の評価・検討が工程表に明記されている。

翻って、容器包装リサイクルの現場を見ると、再商品化事業者における経営者の高齢化と後継者難、従業員採用難等が深刻化しつつある。さらに労働時間規制や賃金増等による流通コストの増大、高額な設備投資などが、経営の圧迫要因となっているとの声もある。このような環境下、当協会の登録再商品化事業者数は、平成20年度以降、減少傾向にある。これには、事業縮小、廃業、企業連携の進展のほか、登録における一定の水準要件などの要因が考えられるが、全国の分別基準適合物の再商品化というユニバーサルサービスを担う当協会としては、容器包装リサイクルに係る社会全体のコストの低減に取り組みつつ、再商品化の取り組みを確実に遂行することが不可欠であり、中長期的に重要な課題として認識する必要がある。

平成31年は、改元、消費税率の引き上げのほか、G20サミットおよび関係閣僚会合など国際的に重要な行事も多く予定されている。全てが当協会に直接関係するものではないが、元号や消費税率の変更に伴うシステム改修などの新たな事務的業務に加え

て、プラスチック資源循環戦略に係る取り組み等の環境変化を、広い視点で捉えつつ、容器包装リサイクルの適切な運用の確保、推進に努めていかなければならない。

このような状況変化の中で当協会としては、①プラスチック製容器包装をはじめとする容器包装の再商品化コストの低減、適正化に向けた制度に係る課題の検証と国への提示、運用上の対応に係る検討と実施、②PETボトルリサイクルにおける新たな運用の円滑な遂行、③諸外国における廃棄物輸入規制や国内外における廃プラスチック対策等が、わが国の容器包装リサイクルの市場と制度に及ぼす影響の把握とその対応、④新たな再商品化製品や同製品利用製品に関する情報収集・提供など、再商品化製品の販路拡大と高付加価値化に資する取り組みを行っていくものとする。

これらに取り組むうえでは、国、特定事業者、市町村、再商品化事業者などの関係者の声を踏まえつつ、連携を実効あるものにしていく必要がある。それと共に、当協会が有する情報、ノウハウ、ネットワーク等を有効に活用しつつ、再商品化事業に関する業務について継続的に自主点検を行い、事業スキームの見直しや運営・管理方法の更なる改善を図り、事業実施体制を整備、強化していかなければならない。

また、容器包装リサイクルの推進には、消費者を含め様々な関係者の一層の理解と協力を得ることが不可欠である。容器包装リサイクルの制度と運用がSDGs（持続可能な開発目標）の一つに掲げられる循環型社会の構築にも寄与することや、特定事業者、市町村、再商品化事業者の効果的・先進的な取組事例、関連する国内外の動向などをより分かりやすく、具体的に周知・広報していくことも当協会が担う大きな役割の一つである。今後、一層、再商品化事業の推進に資する効果的な情報の収集及び提供に努めていく。

記

1. 容り法に基づく再商品化業務の着実な遂行

特定事業者等からの委託に基づき、下表①に掲げる“再商品化委託単価”による再商品化委託料金を徴収し、②の特定分別基準適合物の再商品化業務を着実に遂行する。

① 特定分別基準適合物の素材別の再商品化委託単価

素 材		再商品化委託単価（円/トン） ※消費税は含まず	
		平成 31 年度再商品化 実施委託単価	平成 30 年度抛出委託単価
ガラスびん	無色	4, 3 0 0	0
	茶色	6, 0 0 0	0
	その他色	1 1, 6 0 0	0
PETボトル		2, 0 0 0	0
紙製容器包装		1 2, 0 0 0	1 0 0
プラスチック製容器包装		4 6, 0 0 0	0

(注) 平成 31 年度再商品化実施委託単価及び平成 30 年度抛出委託単価は、平成 30 年 10 月に、

素材ごとの各事業委員会、総務企画委員会での審議を経て臨時理事会において決定した単価。なお、平成 30 年度拠出委託単価については、後述の「5. 市町村への資金拠出」参照。

前記表は、容リ法第 25 条第 2 項に基づき特定分別基準適合物ごとの委託料金を記載するもの。

② 特定分別基準適合物の市町村別の量

各市町村の分別収集計画に定められた平成 31 年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量の見込みのうち、再商品化業務に関し、当該市町村との間で引き取り契約した量とする。

2. 再商品化業務の適切かつ効率的な推進

(1) 再商品化事業におけるコストの適正化に向けた取り組み

容器包装リサイクルに係る社会全体のコストの低減、適正化に向けた取り組みを継続する。特に、プラスチック製容器包装の再商品化については、日常的な再商品化事業者の管理等を通じて品質と生産性の向上を図るとともに、入札制度に関しては、競争原理が健全に働き特定事業者の納得も得られる制度に向けた課題の検証を行い、国に提示する。特に、落札価格が上昇に転じている優先枠の競争環境の改善に向けて、具体策案を検討する。

(2) 再商品化業務の運用見直し等のフォローアップ

再商品化業務の一層の適正かつ合理的、効率的な遂行を図るべく、業務方法・手順の改善を継続的に実施していく。

具体的には、PET ボトルに関し、ペットボトルリサイクルの在り方検討会等における検討に基づき、平成 31 年度から導入することとした再商品化製品販売時期の柔軟化（3 ヶ月ルールの改正）や同柔軟化に伴う有償落札バール代金の支払い方法の変更を円滑に実施していく。

加えて、協会委託以外のいわゆる独自ルート及び事業系を含む、PET ボトル廃棄物全体の再商品化の動向・実態を踏まえ、今後の当協会における再商品化の在り方を検討していくこととする。

また、プラスチックに関しては、当協会への引渡量が年々減少している白色トレイを従来のように別扱いとするのではなく、店頭回収分を除き、その他プラスチックと同一に扱うことの可能性について課題等を検証する。

なお、内部監査に基づき実施している全素材に共通する再商品化業務に係る運用規程や業務内容の見直しを継続的に行う。

(3) 厳格なバール品質調査等の実施と適切な改善アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物の一層の品質改善を図るため、引き続き、以下のとおり、各素材に適合した厳格な品質調査の実施と改善へのアプローチに努める。

- ① ガラスびんでは、引き続き関係団体と連携の上、市町村を訪問し、収集運搬・選別の改善のためのアドバイスや優良事例の紹介を行うことによって、ガラスび

ん収集物の品質向上と再商品化における残渣の削減による収率の向上を図る。

- ② PETボトルでは、平成 30 年度から変更、整合させた「引き取り品質ガイドライン」と「品質ランク区分及び配点基準」の周知徹底を図り、ベール品質の改善による再商品化製品の品質向上と再商品化事業者の生産性向上に資する。
- ③ 紙製容器包装では、前年度にDランクと判定された市町村に対する引き取りベールの品質調査への当協会の立会いを継続する。また再商品化事業者が市町村から中間処理を受託している場合には、選別指導を兼ねて品質調査に立ち会う。なお、市町村に対しては、引き取りベールの品質調査への立会いや再商品化事業者の現場確認を要請し、更なる品質の改善を図る。
- ④ プラスチック製容器包装では、容器包装比率及び破袋度が品質ガイドラインを著しく下回る市町村に、改善計画の立案・実行依頼及び再調査を実施する。また、リチウムイオン電池等に起因する再生処理事業者での発火事故が数多く発生している状況を踏まえ、引き続き市町村や消費者に混入防止を呼び掛ける。

(4) 環境負荷データや市場動向等に関する効果的な情報発信

- ① ガラスびんでは、ホームページのほか、市町村や再商品化事業者向けの説明会及び各地訪問等の機会を利用し、ガラスびんカレットを使用した場合の環境負荷低減効果と多様な再商品化製品及び同利用製品・用途等について幅広く周知し、ガラスびん引取量の拡大と効率的な再商品化を図る。
- ② PETボトルでは、国内外の環境施策やそれに伴う市場動向等に関し、適時適切な情報収集、発信に努める。また、市町村説明会や市町村訪問の機会を活用し、当協会が行う事業とその効果等を分かりやすく周知し、当協会による再商品化の普及・促進を図る。さらに、再商品化製品利用事業者への情報提供を積極的に行い、再商品化製品の需要の喚起に資する。
- ③ 紙製容器包装では、国内外の古紙の需給、価格動向が紙製容器包装再商品化事業のコストに直接的な影響をもたらすことから、製紙会社や再商品化事業者を訪問し、最新の情報を入手するとともに、適時適切な発信に努める。
- ④ プラスチック製容器包装では、引き続き、環境負荷データの報告・公表を年次報告として実施する。

(5) オンライン申し込みの促進による業務の効率化・生産性向上

特定事業者からの再商品化委託申し込み、市町村からの分別基準適合物引き渡し申し込みについて、オンライン利用率の更なる向上を図る。特定事業者のオンライン申込率は、ここ数年急伸し、平成 30 年度再商品化委託申し込みにおいては約 66%（前年度は約 63%）となった。本年度においても、特定事業者向けの「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」をはじめ、さまざまな機会を通じて、オンラインシステム(REINS)の利便性や、その利用による事務合理化、効率的なデータ管理などのメリットにつき周知・普及を図る。それにより、オンライン申込率の更なる向上を実現し、当協会の業務の効率化・生産性向上につなげていく。

3. 再商品化事業を取り巻く環境変化への適時適切な対応

(1) 輸入規制等の海外動向が再商品化事業に及ぼす影響への対応

平成 29 年 12 月末から施行された中国の固体廃棄物輸入規制に伴い、平成 30 年度の当協会の再商品化事業において、PET ボトルの落札単価は 6,636 円/トン上昇したが（△33,408 円←△40,044 円：前年度比+16.6%）、その影響度合いは、当初の想定を大きく下回った。他方で、中国における高品質 PET フレークの輸入基準緩和に向けた動きや、中国系企業を含む新たな事業者の再商品化事業への参入などが見られつつある。こうした動きは、廃棄物の国内滞留を解消することに資するものの、原材料や製品の需給状況、市場価格などに大きな影響を及ぼすことが予想される。

引き続き、中国、東南アジア、欧州をはじめ国内外の施策、市場・企業動向を注視しつつ、それらが日本国内のリサイクルに重大な影響を及ぼすことが見込まれる場合には、主務省庁と連携しつつ、当協会として適時適切な対応を図ることとする。

なお、平成 30 年度においては、PET ボトルについて、中国の固体廃棄物輸入規制が再商品化委託料に及ぼす影響を、過去の実績における最大の変動（平成 21 年度：リーマンショック翌年）と同等のものと想定したものの、落札結果による再商品化委託料は当初見込んだほど多額のものとはならなかった。このため、特定事業者からいただく再商品化実施委託料と再商品化事業者に支払う再商品化委託料とに大きな差額（余剰）の発生が見込まれることとなり、特定事業者の要望を受け、年度末に再商品化実施委託料の一部返金を行うこととしている。今後こうした事態が生じることのないよう、委託単価の設定においては、適切に対応する。

(2) プラスチック資源循環戦略に基づく施策への対応

平成31年6月までの取りまとめが予定されているプラスチック資源循環戦略を踏まえ、必要に応じ同戦略を踏まえた適切な運用等の対応策を検討する。

(3) 新元号制定及び消費税率引き上げへの対応

平成 31 年度においては、5 月の新元号への移行、10 月の消費税率の引き上げなど、年度途中における国内の大きな変革が予定されている。

こうした環境変化に伴う当協会のシステム変更、関連書類の改訂、再商品化実施委託料の支払い方法の変更など、適宜適切な対応を図り円滑な業務遂行に努める。

4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進

(1) 不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化

- ① 当協会の諸規程遵守の徹底を図りつつ、不正及び不適正行為に対しては「危機管理規程」「再商品化実施に関する不適正行為等に関する措置規程」等に基づく措置を機動的に発動する。また、年度当初に作成するリスク未然防止策について、進捗状況を四半期ごとに確認のうえ着実に実行し、危機管理体制を維持、強化する。なお、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、速やかに危機管理委員会を開催し、弁護士などの専門家とも連携のうえ、迅速かつ的確に対応する。

- ② 再商品化業務の実施に当たっては、契約に基づく再商品化事業者のコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽報告の有無の確認、月次報告等による生産実績等の確認、再商品化製品利用事業者からの受領証との照合、機動的な現地検査や財務状況の把握など、多面的な対策を実行し、不適正行為の防止を図る。
- ③ 適格な再商品化事業者の確保、育成を図るべく、再商品化事業者登録に関する書類作成指導、登録判定会議における特別監査人による監査、審査不合格理由のフィードバック等を行う。
また、「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」をはじめとする諸規程については、必要に応じて見直しを行うなど常に整備に努める。
- ④ 再商品化業務に係る情報漏洩防止に関しては、事務局において秘密情報管理規程や情報セキュリティポリシー、それらに基づく手続きルール等を徹底し、情報の厳格な管理、運用を確保する。
- ⑤ 自然災害などの危機対応として策定した当協会のBCP（事業継続計画）につき、REINSバックアップサイト接続の定期的な確認作業を行うほか、事務局行動マニュアルに基づく災害時等の対応について、事務局内での徹底を図る。

（2）再商品化事業者の業務管理の徹底

再商品化業務を厳正に履行するために、随時、再商品化事業者による再商品化実施委託契約記載事項の遵守状況を月次報告等で確認するとともに、効果的かつ効率的な現地検査を実施し、適切な管理の継続、強化を図る。また不適正行為通報に対しては、迅速かつ的確な実態確認を行う。その際、風説流布等により、通報された事業者の業務妨害とならないよう適切に対処する。

特に、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっているプラスチック製容器包装においては、再商品化製品利用事業者に対して、立入調査の実施、利用事業者自身による帳票作成の要請を行なう。また、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任をより明確にし、再商品化事業者による利用事業者の管理並びに現地確認の実施の定着を図る。

（3）再商品化義務の不履行特定事業者へのアプローチの強化

- ① 再商品化義務の不履行特定事業者（＝ただ乗り事業者）のフォローに必要な「事業者リスト」を、定期的に主務省庁に提供し、指導の強化を要請する。また、各地の経済産業局、地方農政局等、国税局、商工会議所、商工会等からの対象事業者の情報照会に対しては、迅速かつ的確なフォローを行う。なお、当協会と再商品化委託契約を締結したにも拘わらず委託料を支払わない大口の特定事業者には、弁護士名で内容証明郵便形式の支払催告を行い、再商品化義務の履行を促す。
- ② 再商品化義務には法的に時効がなく、過年度分の遡及申し込みを行おうとする特定事業者に対しては、義務を履行していない年度について最長で19年度分（平成12年度から平成30年度）の申し込みを働きかけることとなる。長期分・多額の委託料の一括納付が、事業者の義務履行の阻害要因の一つとなっているとの指摘

があることを踏まえ、分割払いの適用など運用面での工夫等による義務履行の促進に継続的に取り組む。

- ③ 商工会議所及び商工会等の協力のもと、各地で開催する「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」の内容の一層の充実を図るとともに、特定事業者の集中度が高い大都市部及びその周辺で事業を営む特定事業者に広く参加を呼びかけ、効果的な容器包装リサイクル制度の浸透を図る。

5. 市町村への資金拠出

(1) 容リ法第10条の2に基づく市町村への資金の拠出

容リ法第10条の2に定める「市町村への資金拠出制度」に基づき、平成30年度の拠出金を、平成31年9月末迄に当該市町村に拠出する。

なお、直近3年間の実績に基づくリサイクル費用の想定額と実際に要した額との差額を支払う現行制度においては、平成29年度のプラスチック製容器包装の市町村への拠出金は生じなかった。

(2) 有償入札に伴う市町村への資金の拠出

PETボトル及び紙製容器包装等の再商品化委託における有償入札に係る再商品化事業者に対し、与信管理を厳格に行う。また、有償入札による収入については、引き続き、該当する市町村に対し、引取量及び有償落札単価に基づき算出した資金を拠出する。

6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報発信の強化

(1) 指定法人による再商品化のメリットの明確化と周知

容器包装リサイクルに関し、独自処理により再商品化を行う市町村が少なからずある中で、全国を対象とするスケールメリット、あらゆる地域をカバーするユニバーサルサービス、市町村からの分別基準適合物の確実な引き取り、消費者への情報提供、有償拠出金の支払いなど、引き続き指定法人活用のメリットを幅広く各種広報ツールにより周知する。

(2) ホームページや機関紙等を通じた分かりやすい情報発信・公開

- ① 特定事業者、市町村、再商品化事業者といったステークホルダーを主対象に、ホームページ、会報誌、ソーシャルメディア等の多様な伝達手段を通じた効果的かつ合理的な情報発信を行う。その際、各ステークホルダーに共通する情報の一元化や、REINSで提供する情報との棲み分けなど、情報の重複を解消し、より分かりやすい情報発信に努める。
- ② 平成30年度に、情報へのアクセスを向上すべくデザイン・構成変更したホームページについて、Q&A集や容リ法百科事典、再商品化委託申し込みに関する各種情報・データ等の内容の一層の拡充を図りつつ、情報発信の主対象を意識した構成、コンテンツ作りを進める。加えて、Twitter、Facebook、YouTube等のソ

ーシャルメディアの活用努める。

- ③ 特定事業者に向けては、会議所ニュース（日本商工会議所発行）や経団連タイムスへの平成32年度向け再商品化委託申し込みの広告掲載に加え、当協会評議員団体等と連携した業界別啓発活動を展開する。

（3）メディアやイベントを活用した広報活動の積極展開

- ① 新聞・テレビ・雑誌等マスメディアの活用による広報活動を積極的に推進し、容り法に基づく諸施策や当協会が担う容器包装リサイクルに関する業務の具体的内容等について、社会一般の認知度向上を図る。
- ② 2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を活用し、国内外に日本の容器包装リサイクル制度についての周知を図る。具体的には、引き続き大会組織委員会より「東京2020参画プログラム」としての認証（無償）を受け、市町村向けの説明会や研修会あるいは展示会等について、配布資料、掲示物あるいは広報用のホームページ等に、「東京2020応援マーク」（組織委員会の認証マーク）を付す。また、組織委員会等が行う参画プログラムの広報等を通じて、日本の容器包装リサイクル制度の国内外への周知を図る。
- ③ 平成30年度に消費者コミュニケーションの専門家をメンバーに加えた「広報専門委員会」を中心として、当協会の広報活動・内容の拡充を図る。特に、消費者と市町村に向けた「再商品化事業」に係る広報活動は重要であり、市町村等における「容器包装リサイクル1分間動画事典」の利用促進を図る。
- ④ 3R推進団体連絡会との情報交換を定期的に行い、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再商品化）の3Rの周知広報に関する意見交換を行うとともに、機関紙等による3Rマイスターの活動紹介、関係団体の相互の機関紙やイベント等を活用した広報の取り組みを実施する。

（4）会報、年次レポート及び動画による制度等の周知

- ① 「容り協ニュース」（年3回発刊）については、読者のニーズを踏まえた内容の充実と分かりやすい紙面づくりを図る。特に、現場訪問や事業者への取材等を通じて、リサイクル現場の状況、再商品化製品利用製品の紹介、特定事業者の3R推進に向けた取り組みや市町村及び再商品化事業者における品質向上の事例など具体的な情報を、それらがSDGsの一つである循環型社会の構築にも寄与することと併せ、積極的に発信していく。これらの取り組みにより、主体間の相互理解の促進に努める。
- ② 年度ごとの事業実績とその効果などを取りまとめた「年次レポート」を制作・配布し、再商品化事業に関係するステークホルダーをはじめ、より多くの人に、当協会の活動を理解していただき、意識の醸成、協力関係の構築・強化を図る。
- ③ 市町村を通じた市民向け啓発活動としては、当協会制作の動画「容器包装リサイクル1分間動画事典」や「禁忌品混入防止のお願い～プラスチック製容器包装に危険な異物を混ぜないで！～」の、市町村ホームページへのリンクの設定や庁舎ロビー等での上映、学校教育における活用など普及促進を図る。

また、特定事業者向けの動画「容器包装リサイクル制度と事業者の役割」及び「再商品化委託申込手続きマニュアル」についても、特定事業者説明会等における活用を促進する。

(5) 各種説明会等による普及・啓発

- ① 再商品化事業の促進を図るべく、市町村向け説明会、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会など、各対象に適合した普及啓発活動を実施する。
- ② 国や地方自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、容器包装リサイクル制度のポイントとなる廃棄物排出抑制と再生利用の推進、市町村から当協会への分別基準適合物の円滑な引き渡しの促進、ただ乗り事業者対策の強化等について周知を図る。また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所、商工会等事務局の容器包装リサイクル制度担当職員向け研修会へ講師を派遣し、委託契約締結の円滑化や拡大など再商品化事業の促進を図る。

(6) 各種関連事業への後援・協賛等

国や地方自治体あるいは関係団体が主催する容器包装リサイクルをはじめとする環境関連のイベント、事業等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会との連携のもと後援、協賛、協力、出展等を行う。

7. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

再商品化事業の円滑かつ着実な推進に向けて、特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、消費者、市町村などの関係主体との一層の連携強化を図る。

具体的には、情報連絡会議（構成員：主務省庁、公益社団法人全国都市清掃会議及び当協会）を定期的を開催するとともに、素材別のリサイクル団体等との情報交換や評議員団体、理事団体との意見交換等を通じて一層の情報共有、連携の強化を図る。

(2) 海外関係機関との交流促進

近年、プラスチック廃棄物をはじめとするリサイクル、環境問題が、海外でも大きくクローズアップされてきている。これらの問題は、日本のリサイクルにも影響を及ぼし、容器包装リサイクルにおいても、各素材のリサイクル現場への影響が予想されるところである。

今後の対応を検討するうえでも、直近の海外の廃棄物、リサイクル事情を把握することは重要であり、諸外国のリサイクル関係機関との交流等を適宜行うとともに、中国、東南アジアや欧州の廃棄物、リサイクル事情につき、視察・調査を実施し、情報収集とその的確な発信、再商品化事業・業務への反映等に努める。

また、海外から寄せられる「日本の容器包装リサイクル制度」に関する懇談、ヒア

リング等の依頼については原則受け入れ、日本の容器包装リサイクル制度の広報に努める。

8. 事務局における計画的、継続的な人材育成と ICT 活用の促進

(1) 事務局における人材の育成と能力の向上

近年の容器包装リサイクルを取り巻く環境変化等に伴い、当協会が対応すべき業務の内容、量、範囲が拡大してきている。それらに適切に対応していくためには、役職員の能力の向上と知識、ノウハウの習得が不可欠であり、計画的、効果的な研修や勉強会の実施等により、人材の育成と生産性の向上に努める。

(2) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応

特定事業者、市町村、再商品化事業者及び消費者等ステークホルダーからの意見、要望、提案、クレーム等は、業務改善の重要な手掛かりであり、適宜、事務局においてこれら意見等についての対応と業務への反映を図る。また、再商品化事業者向け「不服申立て窓口」に寄せられた申立てについては、弁護士等と連携し、適切に対応する。

(3) ICT（情報通信技術）活用による業務の生産性向上

当協会の事業基盤強化の一環として、引き続き ICT の活用による業務の生産性向上、ワークスタイルの変革に取り組む。具体的には、平成 30 年度に完備したポータブル PC 端末の活用による内部会議のペーパーレス化、合理化の促進、役職員の意識変革のための教育研修の実施などを通じ、ICT の活用の徹底を図る。

9. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

(1) ガバナンスの向上

公益財団法人としてのガバナンスの一層の向上を図るため、業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、さらに当協会業務全体の監査権限が付与された「監事」の三者が、自らの役割を十分認識することにより、相互の牽制機能が発揮される体制の維持・整備に努める。また、外部に対する説明責任を果たすべく、適正な情報公開を徹底し、透明性の高い組織運営に努める。

(2) コンプライアンスの徹底

「民による公益の増進」という公益法人制度の趣旨と当協会の目的、責務について、役職員の認識を深め、事業の適正な運営を確保する。このため、コンプライアンス及びリスク・情報管理の意識向上に向けたセミナーや研修を適宜実施する。また、当協会「内部監査規程」に基づき、事務局の法令遵守状況に関する書面監査を実施するとともに、臨時監査によって検証された各事業部の業務改善等を引き続き着実に実行する。

以 上